

# 申告書確認表（外国法人用）

平成30年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

確認対象年度	担当者	役職：
確認実施日		役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しております。

確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いいたします。

確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

項目	確認内容		確認結果		
	No.		□適	□否	
共通事項	1	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	□適	□否	/
	2	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租特透明化法第3条参照）。	□適	□否	□非該当
	4	会社事業概況書（調査課所管法人用）を添付していますか。	□適	□否	□非該当
法人税額及び 地方法人税額の計 別表一の三	5	法人税額及び地方法人税額の計算につき、内国法人用の「別表一（一）」ではなく、外国法人用の「別表一の三」を使用していますか。 また、「恒久的施設の有無及びその種類」の欄の記載漏れはありませんか。	□適	□否	/
	6	恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額を計算していますか。 また、欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除していますか。	□適	□否	□非該当
	7	28欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	□適	□否	□非該当
	8	地方法人税額の計算につき、別表一の三次葉の77欄及び78欄により計算していますか。	□適	□否	□非該当
	9	外国法人の資本金の額等の換算レートは、事業年度終了の日の電信売買相場の仲値を適用していますか。	□適	□否	□非該当
	10	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている外国法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	□適	□否	□非該当
所得金額の計算 別表四・ 五（一）	11	別表四と別表五（一）の検算額は、別表五（一）の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表四の49②欄 + 別表五（一）の31①欄 - 別表五（一）の28～30の③欄の合計額 = 別表五（一）の31④欄	□適	□否	□非該当
	12	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	□適	□否	□非該当
	13	貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五（一）の④欄の金額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
租税公課 別表五（二）	14	5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。	□適	□否	□非該当
	15	5欄、10欄及び15欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	□適	□否	□非該当
	16	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。	□適	□否	□非該当
	17	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	□適	□否	□非該当
	18	仮払経理により納付した税額の合計額及び41欄の金額は、それぞれ貸借対照表又は勘定科目内説明細書の記載額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
所得税額控除 別表六（一）	19	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	□適	□否	□非該当
	20	12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。 （例）公社債の利子、特定目的信託の社債的受益権の収益の分配、公社債投資信託の収益の分配、公社債等運用投資信託の収益の分配、資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	□適	□否	□非該当
	21	人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたときみなされる所得税を除いていますか。	□適	□否	□非該当

# 申告書確認表（外国法人用）

平成30年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項 目	確 認 内 容			確 認 結 果		
	No.					
<b>試験研究を行った 場合の法人税額の 特別控除 別表六(六)~(十)</b>	22	別表六(六)（中小企業者等の場合、別表六(七)）の1欄及び別表六(八)の1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	23	次に掲げる場合、別表六(九)を作成していませんか。 ① 別表六(六)の当期税額基準額の計算において18欄の特例加算割合を適用している場合 ② 別表六(七)の当期税額基準額の計算において13欄又は14欄により計算された金額を適用している場合	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	24	別表六(十)の平均売上金額の計算に関する明細書における売上金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、当事業年度の改定売上金額が記載されていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
<b>法人税の額から控 除される特別控除 額 別表六(二十七)</b>	25	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
<b>特定税額控除規定 の適用可否の判定 別表六(二十九)</b>	26	中小企業者等以外の法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（平成30年6月6日以後に取得等をした場合に限り。）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
<b>繰越欠損金 別表七(一)・ 七(一)付表一</b>	27	別表七(一)の2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。 ① 当事業年度終了の時点における外国法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10） ② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10） ③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10） また、別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
<b>受取配当等の益金 不算入 別表八(一)</b>	(受取配当等の額)					
	28	31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) 公社債の利子の額、MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。）、不動産投資信託の収益の分配の額、オープン投資信託の特別分配金の額、外国法人・特定目的会社・投資法人から受ける配当等の額、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	29	31欄の金額に、完全子法人株式会社等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式会社等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	30	32欄の金額に、関連法人株式会社等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式会社等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式会社等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	31	35欄の金額に、その他株式会社等（完全子法人株式会社等、関連法人株式会社等及び非支配目的株式会社等のいずれにも該当しない株式会社等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	32	41欄の金額に、非支配目的株式会社等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式会社等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式会社等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式会社等として益金不算入の対象となります。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	(負債利子等の額)					
	33	3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	34	27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5~3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	35	30欄の期末関連法人株式会社等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当事業年度又は前事業年度の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人等の株式等をいいます。）の額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の税務上の帳簿価額となっていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
	36	基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか（その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。）。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	

# 申告書確認表（外国法人用）

平成30年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項 目	確 認 内 容		確 認 結 果			
	No.		□適	□否	□非該当	
<b>寄附金の損金算入額 別表十四(二)</b>	37	恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の期末の資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>交際費等の損金算入額 別表十五</b>	38	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	39	当事業年度終了の日における外国法人の資本金の額又は出資金の額に外国法人の総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産(恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限ります。)の価額の割合を乗じて計算した金額が1億円超であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。 また、一又は完全支配関係のある複数の大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式の全部を保有されているにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>減価償却費 別表十六(一)・ 十六(二)・ 特別償却の付表</b>	40	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	41	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない外国法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	42	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	43	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>外国法人の本店等との間の内部取引の状況等 別表十七の三(三)</b>	44	内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である本店等の名称等及び当該内部取引の状況等について記載していますか(取引には対価の授受がないものを含みます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>国外関連者に関する明細書 別表十七(四)</b>	45	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、当該国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか(取引には対価の授受がないものも含みます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>P / L / B / S ・ 勘定科目内訳明細書</b>	<b>評価損等</b>	46	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>役員報酬手当等及び人件費</b>	47	申告書に添付した役員報酬手当等及び人件費の内訳書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		48	利益連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社に該当していますか。 また、業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		49	役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与又は業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		50	税務上使用人兼務役員になれない役員(専務取締役、常務取締役、監査役等)に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか(その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		51	「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位(部長、工場長等)を「役職名担当業務」欄に記載していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>特別損失 雑損失等</b>	52	損金の額に算入されない租税公課、罰金等の額を別表四で加算していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 申告書確認表（外国法人用）

項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果					
			<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当			
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	資産の譲渡等	53	申告書①欄の金額は、付表2①欄（又は付表2-②①D欄）の金額と一致していますか（申告書⑤欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。なお、本店等との間の資産の譲渡等に相当する内部取引は資産の譲渡等に含まれません。 また、特定課税仕入れがある場合、申告書①欄の金額は、特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書①欄の金額と一致していますか（申告書⑥欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		54	付表2⑥欄（又は付表2-②⑥D欄）の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利息の金額を含めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	控除税額	55	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		56	申告書⑥欄は、貸倒れに係る売掛金等（税込額）の6.3/108、4/105又は3/103相当額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		57	付表2⑨欄は、⑧欄の金額に6.3/108を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-②⑨のA欄、B欄、C欄は、⑧のA欄、B欄、C欄の金額に3/103、4/105、6.3/108を乗じた金額を記載していますか。）。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	58	課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を添付し、当該内訳書の③欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		59	上記の場合、付表2⑩欄は、⑩欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-②⑩C欄は、⑩C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	税額の計算	60	申告書⑭欄及び⑮欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		61	申告書⑰欄又は⑱欄の金額は、それぞれ⑳欄又は㉑欄の金額と一致していますか（付表1を添付する場合、申告書⑰欄又は⑱欄の金額は付表1⑬D欄の金額と、申告書⑲欄又は㉒欄の金額は付表1⑯D欄の金額と一致していますか。）。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人税申告書等との関係	62	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	63	申告書㉓欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	64	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	法人税法	租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
法令	法人税法施行令		
法基通	法人税基本通達		
措法	租税特別措置法		

2 平成30年6月29日現在の法令・通達によっています。